

前回の審議会後に提出された意見（荻野委員）

- ① 福祉手当の 6,000 円から 5,000 円への減額についてはやむを得ないことと思います。
理由としては減額が 1,000 円と少額であり手当受給者の生活への影響が少ないもの
と思われます。
県の補助対象額が 5,000 円であり、入間市より人口の多いさいたま市、川口市、越
谷市などの多くの自治体が市費の上乗せを行っていません。
以上のことにより福祉手当の減額はやむを得ないものと考えます。
- ② 療育手帳の 20 歳以上の手当の廃止については反対します。
理由としては、療育手帳 B の方は作業所等で働く低賃金の方が福祉手当を受給して
いると考えられます。
確かに療育手帳 B の方は 20 歳を過ぎれば障害基礎年金(68,000 円)を受給できま
すが、20 歳前には児童手当(10,000 円)、児童扶養手当 (45,500 円)、特別児童扶養手
当 (36,860 円) が受給できます。これらの手当は 18 歳や 20 歳になると受給できな
くなります。
このため療育手帳 B の方の世帯では 20 歳を超えると世帯の収入は大幅な減額にな
り、市の福祉手当の廃止がさらなる減額に拍車をかける結果となってしまいます。
また、療育手帳 B の方がグループホーム等で単身の生活している場合に生活保護の
最低生活費以下の収入でも生活保護を受けずに自立して生活している方が少なく
ないと思います。これらの方などは手当が生活費の一部に充てられていると思いま
すので、この手当の廃止により生活が厳しくなることが考えられます。
以上のように手当を廃止することにより療育手帳 B の 20 歳以上の方の生活に非常
に大きな影響を与えられることから反対するものです。
- ③ ②の代替え案として生活保護受給者への福祉手当の支給の停止を提案します。
福祉手当受給者が生活保護を受給した場合には毎月の基準生活費に障害者加算（約
25,000 円か約 16,000 円）が加わります。
生活保護制度では国の手当等は収入認定されて保護費が減額されて支給されるもの
であり、市の福祉手当が認定されていないのは特殊な扱いと思われます。
以上のことにより生活保護受給者に市の福祉手当が出なくても生活への影響は少な
いものと思います
このため生活保護受給者への福祉手当の支給を停止することを提案するものです。